

5. 介護等体験

(1) 介護等体験とは

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(1998年4月1日施行)により、小学校・中学校教諭免許状を取得するために7日間の介護等体験を行うことが義務づけられた。

1) 対象者

中学校教諭免許状取得を希望する者。

2) 対象年次

原則として3年次に行う。但し、履修計画等により3年次に行うのが困難な場合は4年次において実施してもよい。いずれの場合においても、申込後の辞退・変更は一切認めないため、確実に体験ができる年次で行うこと。

3) 体験日数・体験先

東京都内の特別支援学校	2日間	
社会福祉施設	5日間	計7日間

4) 体験期間

7月～3月の間で受入先学校・施設等の指定する日

(2) 2010年度介護等体験実施者の手続（申込は既に終了している）

1) 介護等体験事前指導

介護等体験を行う年度に、必要な指導を行うので必ず出席すること。

日時・場所：第1回事前指導：2010年6月21日（月） 18：45～20：15 3-521

第2回事前指導：2010年6月28日（月） 18：45～20：15 3-521

対象：2010年度介護等体験実施者（2009年度に申込を行った者）

内容：第1回事前指導：介護等体験および社会福祉全般に関する講義

第2回事前指導：介護等体験および社会福祉全般に関する講義

※第1回と第2回は別内容なので、両方とも出席すること。

2) 介護等体験の実施

各自が、指定された日程に、東京都内の特別支援学校（2日間）と社会福祉施設（5日間）にて介護等体験を行う。事前指導で受けた注意事項等を守り、体験を行うこと。

なお、体験に関する準備（当日の持ち物、体験先の場所、体験内容等）については課程センターから配布する資料で事前によく確認しておくこと。

3) 介護等体験証明書

介護等体験先の東京都内の特別支援学校および社会福祉施設において記載事項の内容、押印を確認の上、「介護等体験証明書」を発行してもらう。但し、体験先の機関が直接大学に郵送する場合は、課程センターにて返却する。この証明書は教育職員免許状申請時（通常4年次）に必要となるので、各自で大切に保管しておくこと。

なお、本証明書は、再発行できないため、紛失した場合は再度体験を行わなければならない場合がある。

4) 介護等体験日誌について

社会福祉施設5日間の介護等体験期間中は、事前指導で使用するテキストの介護等体験日誌のページを記録・日誌として使用し、社会福祉施設での体験終了後、2週間以内（体験先の都合により遅れる場合はなるべく早く）に課程センターに提出すること。

介護等体験日誌は学科から返却する。

5) 健康診断

介護等体験を行うにあたり、大半の体験先施設から健康診断証明書の提出を求められる。体験開始前に健康診断証明書を提出する必要があるため、保健センターが4月に実施する定期健康診断を必ず受診すること。また、体験先施設によっては、細菌検査結果の提出を求める場合がある。

6) 介護等体験期間中の授業の欠席について

介護等体験期間中の授業に欠席する場合は、各自で願い書（p.35参照）を作成し、事前に担当教員に提出すること。

7) 介護等体験の取消・日程変更

原則として、介護等体験申込後の辞退・変更は認めない。

なお、自己都合（アルバイト、サークル活動、短期留学等）により、辞退した場合は、次年度の申込はできない。

①やむを得ない事情により辞退する場合は、直ちに課程センターに申し出ること。

②体験直前や体験期間中の辞退は一切認めないが、病気等によるやむを得ない場合に限り、直ちに体験先と課程センターに連絡をとり、事情を伝えて指示に従うこと。

*上記等の理由により、介護等体験を申込後に辞退した場合、体験費等の返還は行わない。

(3) 2011年度介護等体験実施予定者の手続

1) 介護等体験ガイダンス

介護等体験に係る手続等についての説明を行う。実施希望者は、必ず出席すること。

日時・場所：2011年1月17日（月）18：45～19：45 3-521
対 象：2012年度介護等体験実施希望者
内 容：介護等体験の全般についての説明，体験に係る事務手続等について
配付物：2012年度介護等体験申込書 他

2) 次年度介護等体験申込・体験費納入

介護等体験の申込は、体験の前年度に行う。2011年度体験希望者は、必ず申込を行うこと。

手続期間：2011年1月18日（火）～21日（金）
時 間：9：30～11：30，12：30～17：00
場 所：課程センター（4号館1階）
手続方法：「介護等体験ガイダンス」（上記1）参照）で配付する「2011年度介護等体験申込書」の必要箇所をすべて記入（鉛筆不可）のうえ、課程センターに提出する。

【注意事項】

介護等体験受入の調整は、各都道府県ごとに福祉施設については社会福祉協議会、東京都内の特別支援学校については教育委員会が行う。介護等体験先は体験先の施設・学校の好意により受け入れていただいているものであり、日程については、体験先で十分調整したうえで決定している。

体験先期間決定後の、介護等体験の取消・日程の変更は認められないので、介護等体験を申し込む時点で日程等についてあらゆるケースを想定し、申し込むこと。実施年度秋学期からの半期以上の留学や休学予定の者の申込は受け付けない。

なお、自己都合（アルバイト、サークル活動、短期留学等）により、辞退した場合は、次年度以降の申込はできない。